

会議録(要旨)

会議名等	令和5年度当事者会 10月定例会	文責	障がい福祉室
日程	令和5年10月19日 午後1時30分～3時30分	場所	勤労者会館 大研修室

1. 情報コミュニケーションについて意見交換

1-1. A委員より 手話言語条例の施行について

吹田市議会令和5年9月定例会において、「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」が可決された。この条例は、令和5年12月1日から施行される。

【意見】

・市役所等に聴覚障がい者が来庁した場合、手話通訳は対応してくれるのか。

【A委員から回答】

総合福祉会館、障がい福祉室には手話通訳者が常駐している。市役所内においては、障がい福祉室以外の窓口に行った際も、通訳者の同行が可能である。

・手話通訳者の数は足りているのか。

【A委員から回答】

足りていないと感じている。

・手話言語条例において、手話通訳の要請に関する内容は入っているのか。

【A委員から回答】

入っている。現状、行政関係には手話通訳がつくことがほとんどだが、すべて対応してもらえるわけでもない。趣味の活動や、講座への参加において手話通訳を依頼した際、主催側に依頼して手配してもらってほしいといわれる場合もあり、その際は小さな団体が主催だと対応してもらえないこともある。そういったことを防ぐために、市の助成がもっと必要である。自分の生活を豊かにするための活動において、手話通訳の必要性があることをもっと知ってもらいたい。今は市役所職員を対象に、手話の勉強・研修への参加促進を依頼している。市役所職員が窓口対応をする際、簡単な手話対応が可能になれば、と思う。

・急病で病院に行く場合の手話通訳はどうしているのか。

【A委員から回答】

救急搬送の際は、消防本部が手話通訳を手配する。ただし、搬送中のみの対応である。また、自身や家族で通院する場合は手話通訳の依頼はできない。緊急通訳派遣は救急搬送時と、土日・夜間等の行政閉庁時で利用することができる。それ以外の時間は、障がい福祉室に連絡し、手話通訳を依頼している。

1-2. コミュニケーションの取り方について意見交換

・手話言語条例ができたことは喜ばしいが、どのように運用していくのか、どのような効果を目指すのか、具体的な展望を持つことが必要だと思う。

・具体的な仕組み作り、社会づくりは、当事者や、関係者たちで声を挙げ、社会・行政に要望していく必要がある。例：コミュニケーションツール設置の要望。

2. 防災ハンドブック作成にむけて情報交換

当事者会が長期目標として掲げている防災ハンドブック作成に向けて、吹田市および他自治体が発行している防災ハンドブックを回覧し、意見交換を行った。

【意見】

- ・防災ハンドブックに対して、そもそも防災時に持ち運べるのか、持ち出す余裕があるのか不安がある。
- ・「吹田市防災ブック」に対して、字が小さかったり、ルビがなかったりするページがある。読みづらい。
- ・「吹田市防災ブック」は、障がいのない人を主な対象としているため、内容が不足していると感じる。障がい者に配慮した内容を追加すべき。
- ・吹田市が発行している「災害時要援護者避難支援ハンドブック」においてはルビすらない。
- ・他市の防災ハンドブックは見出し・本文・ルビともに大きく、カラー印刷されており、読みやすい。「吹田市防災ブック」はもくじの挿入箇所も分かりづらいし、求める内容を探し難い。
- ・防災ハンドブックの作成を目標とする一方で、日ごろから自助を意識することが重要だと感じている。例えば、日々の服薬や、医療的ケアに必要な物資など、自身に必要な資源の最低限の用意は本人及び家族しかできない。ほかにも、ヘルプカードを持ち歩くことや、自身の障がい特性を伝える術を用意しておくこと、個別避難計画を共有すること、災害時に必要な物資を書き記し発信すること、平時から地域の人とコミュニケーションをとり自分を知ってもらうことが重要だと思う。

3. その他

■当事者会の様子を写真で HP に公開するかどうか

委員で協議を行い、承諾を得た。今後の活動風景を運営事務局が撮影し、HP 公開を行う。

以上